

ハンセン病事実検証調査事業
第14回検証会議・第13回検討会合同会議

2004.2.4(水)

【事務局(加納)】 お待たせいたしました。それでは、第14回ハンセン病検証会議及び第13回検討会の合同会議を始めさせていただきたいと思います。

本日の議題については、お手元のほうに資料としてお配りしておりますが、そのほかにも途中で追加資料等ございましたら、事務局のほうから配付させていただきますので、もし途中で資料がないという方がいらっしゃいましたら、事務局のほうにお手を挙げてお知らせください。

そうしましたら、始めたいと思いますので、座長、よろしく願いいたします。

【金平座長】 わかりました。

それでは、ただいまから第14回検証会議と第13回検討会との合同会議を開催致します。

実は、久しぶりの東京開催ということになりました。考えてみましたら、2002年10月にこの検証会議が発足いたしましたから、ちょうど1年4カ月近く経っております。私たち、ハンセン病に対する誤った政策の検証のために、この検討の場が設けられました。全国の療養所のすべてにも伺って調査しよう、こういうお約束もいたしまして、これも予定に沿って進めております。

実際に療養所に伺って、在園者の方から非常につらいお話も伺いながら、また検証という目的に沿って、新しい事実というのにも触れることができたように思います。

2003年度も残りわずかになりましたので、今年度も昨年同様に報告書を提出しようと考えております。正直、検証会議の回数も重ねておりますけれども、非常に時間の制約もある中で、各委員がそれぞれ、特に検討会の委員が、ご自分の専門の分野でいろいろな調査研究を進めてくださいました。きょうはそのご報告も伺うということになっておりますので、さらに今後、年度末に向けてのまとめについてのお話し合いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

前置きが少し長くなってしまいましたけれども、それでは、早速議題に沿って始めたいと思います。議題の1からまいります。委員の異動及び新委員の選任についてでございます。

それでは、検証会議の委員にこれまで鈴木伸彦委員が入ってくださっております。配属の変更に伴い、ご退任のお申し出がありました。マスコミ関係の場合には社のほうに推薦方を依頼しておりますので、新たに大塚浩之氏のご推薦を受けました。今回、大塚浩之氏を検証会議の委員とさせていただきますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、新しく委員になられました大塚浩之氏でございますが、まずご承認いただき

たいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「結構です」の声あり)

【金平座長】 ありがとうございます。

早速でございますが、大塚委員に一言ごあいさつをいただきたいと思います。

【大塚委員】 読売新聞の大塚でございます。よろしくお願いいいたします。私、この問題につきましては、以前、厚生労働省の記者クラブ時代、あるいは司法記者クラブ、都合7年間ぐらい、取材経験を持っております。その経験を少しでも生かしてお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

【金平座長】 ありがとうございます。

次に、でございます。検討会委員の退任及び新委員の選任についてでございます。これは井上検討会委員長からご説明をお願いします。

【井上委員長】 検討会委員の能登委員が体調等の事情があって、退任されましたので、能登委員は文壇の検証をするという、そういうお役目で作業されてこられました。それを引き継ぐ 退任されても、問題としては重要ですので、新しい委員に引き継いでいただきたいということで、新委員については今選任中ということで、検討しているところで

す。

次に、教育部門について検討していただくということで、人選を進めてきましたが、きょう資料としてもお出ししています江連恭弘さん、法政大学の第二中高等学校の先生をされています。経歴と業績については一覧リストをお出ししていますので、ごらんいただきたいんですが、この検討会委員の増員ということになりますので、検討会の承認と検証会議の承認を経た上で法務研究財団が委嘱する、こういう手続になっています。ここでご提案します。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、これまでお話ししてまいりましたように、残念ながら、私どもの会の最初から加わっていただいていた能登委員がご退任になりました。私たちにとっては大きな損失でございましたが、今、新委員の選任は検討中ということでございますので、なるべく早く決めていただいて、その穴を埋めていきたいというふうに思っております。

それから、教育のほうのご担当を新たに江連委員にということで、今お諮りいたしましたけれども、ご承認いただけますでしょうか。

(拍 手)

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、早速、江連委員には4月1日からお願いして、あと1年間でございますけれども、教育分野の検証を進めていただきたいと思っております。

次の議題に移りますが、2、委員の研究協力者・調査補助者の承認についてでございます。私ども、検証会議委員、検討会委員のほかに検証するためにさまざまな方のご協力をいただいております。一応手続を決めておりますが、委員の研究協力者、調査補助者と

いうふうな方をお願いしております。今回、それを追加でご承認いただくとするものでございます。これも井上委員長からご説明をお願いいたします。

【井上委員長】 まず第1番目に訓覇委員の研究協力者とありますが、これは正式には検討会委員協力者ということになります。このご推薦がありましたので、検討会で承認して報告させていただくということで、この協力者については報告事項になります。それで、法務研究財団から委嘱していただく、こういう手続になりますが、浜崎眞実さんです。キリスト教の司祭をされていて、宗教界の検証をするに当たって、主としてキリスト教関係の分野を取り上げていただく。今、訓覇さんが仏教関係ということですので、それを補強していただくという意味があります。よろしく申し上げます。

もう一方は、調査補助者ということで、被害実態調査にかかわりまして、そのお手伝いをいただくということです。これは調査班から提起して、検討会が承認して、検証会議も承認していただく。その上で法務研究財団が委嘱するという手続になっています。それで、主として実態調査ですが、松原委員のお手伝いもいただくということで、調査補助者として大川宏子さん。事務的な取り扱いですので、今までお名前だけ検証会議の場でご紹介してご承認いただく、こういう手続をとらせていただいていますので、よろしく申し上げます。

浜崎氏は報告で、大川さんは承認です。

【金平座長】 それでは、1番目の訓覇委員の委員協力者に浜崎眞実氏をすることにさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

2番目の大川宏子氏は調査班のほうの調査補助者になっていただきたいと思いますが、これについてご承認をいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(拍 手)

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、一応、委員協力者・調査補助者の承認をいただきましたので、3に入りたいと思います。3、検討会報告ということでございます。冒頭に私が少し申し上げましたけれども、私どもは検証会議の委員として検証の作業に入っておりますが、同時に検討会の各委員とご一緒になって検証を進めております。2003年度、検討会報告に向けて、各専門の分野を中心にしながら、調査研究してくださったものを検討会のほうでおまとめになっております。本日は、検討会としての2003年度の報告書の第1次案ができたと私は聞いております。本日、井上委員長からこれをご提出いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【井上委員長】 後で経過をご説明しますが、2003年度の報告書の第1次案ができましたので、ご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

(第1次案手交)

【金平座長】 それでは、今お話しございましたように、井上委員長のほうから報告書の第1次案を私のほうに頂戴いたしました。今後、これをもとにしながら検証会議として

報告書作成に向けて作業を進めていくこととなります。

それでは、ここで委員の方には入り口でお渡ししたかもしれませんが、傍聴のほうにもお配りいただきたいと思います。

大体お手元に行ったようでございますが、よろしゅうございますか。これを拝見しますと、裏表でございまして、第1次案とは言いながら大変膨大なものでございます。

それでは、この第1次案につきまして経過の報告並びに総論的なところを委員長の井上先生からご説明をお願いしたいと思います。

【井上委員長】 では、ご説明させていただきます。

中の資料ですが、1つ「検討会2003年度報告書第1次案執筆分担」という検討会起草委員会名のものがあると思います。これが基本的に今度の第1次案の構成ということになります。それぞれ執筆分担といいましょうか、担当者という形で、委員の名前も挙げてあります。これは後でお話します。

まず最初に経過をご説明して、どんな作業をしてきたかご理解いただきたいと思います。それで、まず最初に、これらの各検討会の委員が、昨年度、今年度と検討を続けてきました。昨年度につきましては、2002年度の報告書が既に出されているところですが、今年度は暮れから正月にかけて、暮れも正月もないというような形で執筆をしていただきまして、正月明けに締め切りを設けさせていただきました。1月14日には検討会の起草委員会と検討会の打ち合わせをしまして、そこで議論をしました。

なお、起草委員会は検証会議の起草委員会と検討会の起草委員会と2つ設けてあります。それぞれで検討を重ねてよりよいものをつくりたいということでもあります。検討会の起草委員会は検討会の運営委員を基礎にしまして、それに実態調査班から加わっていただいて、構成をしています。委員名は藤野委員、和泉委員、酒井委員、並里委員、福岡委員、松原委員、そして私、こういうことになっています。その起草委員会等で議論しまして、それぞれの項目に大きな漢数字がありますが、さっきの執筆分担を見ていただくとおわかりいただけるとは思います。その大項目ごとに、それぞれ監修者、この執筆分担の表でいいますと、一番最初に名前が挙がっている方がその部門の監修者ということになります。監修者がそれぞれの原稿を見た上でいろいろ意見を申し上げて、それぞれ修正原稿を提出していただくという作業をしました。必要に応じて少しリライトするというのもしてきました。

その上で、2月1日に検討会の起草委員会を開催しました。ここには、検証会議から検証会議の起草委員、座長を含めて、オブザーバーとしても参加していただいて、議論しました。その上で、検討会委員長が全体を取りまとめて、整理して、第1次案ということで取りまとめたものが皆様のお手元にあるものであります。これは、その作業を終えた後に委員の皆さんには送付して、一応基本的に事前に 事前にとっても昨日になりますが、お渡しして、目を通していただく、こういうことで作業させていただきました。きょう第1次案ということで検証会議にご報告した、こういうこととなります。

なお、昼からの検証会議の起草委員会、それから、検討会の打ち合わせ会、引き続いて行いまして、そこでも議論をしています。ということで、この内容は、まず、あくまでも2003年度の報告書であるということ。それから、第1次案ということで、なお未確定なものでありますので、これからさらに議論を重ねて第2次案、そして最後に今年度の検証会議の最終報告として確定していきたい、そういうことでもあります。

これが経過でありまして、なお、3月10日にはまた検証会議、それから、検討会の合同会議が開かれますので、そこでも議論し、その間に検証会議の起草委員会が開催されて検証会議としての報告書づくりに作業を進めていくということです。ですから、3月末には、今年度の報告書を提出する、こういうことになります。これは法務研究財団に提出するということになります。

一応、役割分担ということで少しお話ししたいんですが、先ほどの執筆分担の一覧を見ていただきたいと思います。お断りしておかなければなりません、この執筆分担は、これを個人的責任で全部執筆するという趣旨ではありません。ただ、いわば第1次草稿を書いていただくということで、それぞれ責任、役割をはっきりさせようという趣旨であります。

書いていただいたものについて、それぞれのグループがあるところでは、全体としてここで議論していただく。それから、議論して、監修者が監修していただくということで、さらに報告書全体としては、個人の原稿、報告書の集積、取りまとめではなくて、それぞれ議論を重ねたもので、検討会としての見解をここに述べる、こういうことでもあります。ですから、ここに挙げてあります委員名は、主としてその部門の執筆し、議論し、全体としてまとめるのについて分担していただいた方、こういうことになります。

それで、特にご注意くださいのは、2ページ目の六の部分、ハンセン病の強制隔離収容政策に果たした関係学会、各界の役割と責任の解明というところで、それぞれこういう分野を挙げてあります。法曹界につきましては、ここに挙げてあります法律家・団体の対応・責任班という、こういう班が検証会議の委員で構成されています。検討会から私も加わっていますが。それから、マスメディアの問題を検討するについては、マスコミ班が、検証会議の4人のマスコミ委員というのもおかしいですけども、マスコミ関係の方と内田副座長によってマスコミ班が構成されて、検討していただいています。ということで、それぞれ今申し上げましたような形で検討を進めてきたところでもあります。

もう一つ、これは後でまた報告がありますが、別の班も構成されていますので、それは別に報告していただきたいと思います。

さて、それで内容としまして、改めて確認をさせていただきますが、この報告書はあくまで第1次案であります。先ほども申し上げましたが、現在なお議論を継続中であります。それから、原稿等につきましても、日時の関係で間に合わなかったり、取りまとめた後に、また新たな検討が進んでいるようなこともありますので、とりあえず現在お手元にあるのは2月1日段階ということで、それ以降、また新たな報告等受けまして、第2次案を構成

して報告したいということでもあります。その意味で、これはあくまで未確定でありまして、これから修正される部分があるということです。それが1つ。

2点目は、最後にこれは検討会委員長の私に取りまとめをしました。中身についてというよりも体裁を整えるということで、項目整理等をさせていただいて、しかし、ワープロの技術の問題もいろいろありますが、番号が飛んでいたり、印刷もゴシックになっていたり、かなり不体裁があります。これも第1次案ということで、時間のないところで作業しましたので、お許しいただきたいと思います。

その意味では、後でお話しますが、四の「医療」、マスコミ班の原稿等も新しいものが提出されていますが、検討し切れませんでしたので、第1次案の中からは省いてあります。ただ、この場でぜひ議論していただきたい重要な課題ですので、後で医療について、あるいはマスメディアの点については、それぞれご報告し、議論していただきたいと思えます。

中身についてですが、いろいろな議論を重ねてきました。後でその内容等について報告をしていただきますが、これからなおかつ議論を詰めていかなければならない問題が多々あります。第1次案はあくまでたたき台として活発な議論がされることを期待して、その点をよろしくお願ひしたいと思えます。

特に、今全体としてはその点、後の議論のところで必要があればご紹介したいと思えますが、医療の点とか、あるいは沖縄の政策の評価、医療でもハンセン病とはどういうものかという根本問題で議論していかなければならないようなこと。それから、沖縄については沖縄の政策の問題、日本本土との比較の問題、こういうこともありますし、それから、例えば皇室の役割の問題。それから、制度・政策の問題、あるいは個人の問題、これらの問題も議論が必要でしょう。そして、資料、あるいはその報告書の中で個人名をどのように扱うのか、報告書とプライバシーの関係、こういうことも議論していかなければなりません。さらには、特に外国との比較調査でいいますと、どの国を対象にしてどこまでやるのかというようなこともまだ十分議論がされていないところです。

とりあえず2003年度までの作業としてやってきた、その成果を皆さんにお知らせして議論していただくということでもあります。

最後に残された課題ということで、実は、先ほどご説明しましたが、今回の報告書の第1次案につきましては、まだ全部課題をカバーしているわけではありません。もう一度執筆分担の一覧を見ていただきたいのですが、まず一、ハンセン病の強制隔離収容政策に関する立法・政策の検討、これにつきましては一応全体がカバーされています。

それから、二の偏見差別の作出・助長、無癩県運動ですね。これについても全体がカバーされています。

そして、三については、後でご報告がありますが、被害実態調査が中心ですので、その実態調査の進行具合からして、現在はなお途中経過をご報告するにとどめざるを得ません。これは1つ大きな残された課題になります。

四、ハンセン病医学・医療の歴史と実態ということで、これは、 、 、 まで、今回第1次案には掲載しました。 、 についてはなお検討が必要ですので、今回は割愛してあります。

五、医学・医療界の役割と責任の解明、これは全体をカバーしたものが上がっていますが、いずれも、四、五はいわば総論的な内容であります。実証等についてはこれからの課題ということですね。

それから、六は、ハンセン病の強制隔離収容政策に果たした関係学会、各界の役割と責任ということになります。これは、先ほどもお話ししましたが、 と については今回掲載しましたが、教育界については新しく委員をご承認いただいたので、急ピッチに進めていただくということになります。福祉界は、既に昨年から加わって検討していただいておりますが、まだ十分なものとなっていないということで、割愛させていただきました。 、 患者運動については、後で補足していただきますが、全療協を中心にして検討を始めている。グループをつくるということですね。

そして、マスメディアと文壇につきましてはマスメディアは先ほど言いましたように、第1稿が出ていますので、この検討を進めるということになります。 、 文壇につきましては先ほどご報告しましたが、委員の交代ということもありまして、今新しい委員の入選中であります。

七、日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較は、今回は掲載を見送らせていただいております。

八の沖縄・奄美地域におけるハンセン病問題と政策、これは掲載してあります。

九、旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策。これも掲載させていただきます。

あと十、再発防止のための提言、それから十一、情報収集・データベース化等による保存、資料関係ですね、ここはまだ成果が十分ありませんので、今回は割愛させていただきます。

ということで、それぞれ残された課題は、今言いましたように、報告書、あるいは検討会に課せられた課題についてまだ十分に検討されていない部分もあります。それから、今回、第1次案で報告された部分でも、それぞれ来年度に向けての課題が設定されているところでありまして、なお検証作業を深めていくということで報告がされています。

繰り返しますが、あくまで2003年度の経過報告ということでありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

【金平会長】 ありがとうございます。

ちょっと整理しておきますけれども、今、検討委員会の委員長から第1次案の経過と執筆分担等についてご説明いただきました。整理しておきたいと思ったのは、検討会のほうで、未着手のもの、未調査のもの、これから討議を進めるもの、いろいろとあるので、こ

れから進めるというお話がございまして、まだ私どもの案は今年度、来年度、検証を続ける予定でございますので、検討会のほうで、いろいろと検証活動の作業が進むと思いますが、先ほど私が検討会の委員長からこれを頂戴いたしました。今年度の検証会議の報告書はこれをもとにいたしまして、検証会議のほうで今後検討を開始いたします。そして、検証会議のほうの起草委員会でまとめ上げまして、今年度の報告に持って行く、こういうことしておりますので、その点、ご了解いただきたいと思います。

それでは、今、経過と総括的なお話がございましたので、執筆分担に従いまして、それぞれご説明をお願いしたいと思います。まず、ここでは序と書いてございますが、熊本地方裁判所判決と真相究明、この部分については内田副座長のほうからお願いいたします。

【内田副座長】 それでは、私のほうから少し説明させていただきます。私のほうでまとめさせていただきましたのは、本検証会議の前提といたしまして、熊本地裁判決と真相究明をまず最初に整理しておく必要があるだろうということでもまとめさせていただきましたのでございます。

周知のように、ハンセン病療養所入所者による「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対しまして、2001年5月11日、熊本地裁は画期的な判決を下しました。次のような各争点について、おのおの次のように判示したからでございます。

争点の第1は、厚生大臣の感染症政策遂行上の違法及び故意・過失の有無についてという点でございます。

争点の第2は、国会議員の立法行為の国家賠償上の違法及び故意・過失の有無についてという点でございます。

そして、争点の第3は、損害についてという点でございます。

争点の第4は除斥期間についてということでございます。ただ、戦後、本土復帰前の沖縄という点につきましては、本土復帰前の被害については個別損害として本件訴訟の賠償の対象とはせず、本土復帰後の被害のみを賠償の対象にする、こういうふうにしております。

このような熊本地裁判決につきましては、それを聞いた喜び、感動を、ある原告は次のような詩にまとめております。そこに書かせていただいたような詩でございます。

以上のような判決内容でございますけれども、判示部分を除きまして、この判決の判断部分というのを見ますと、ハンセン病の医学的知見及びその変遷という部分と、我が国のハンセン病政策の変遷等という部分からなっております。後者のハンセン病政策の変遷等の部分はさらに戦前の状況、戦後、新法制定までの状況、新法制定後の状況、ハンセン病患者等に対する社会的差別・偏見についてというふうにさらに小別されております。

原告の主張を真っ正面から受けとめて、90年に及ぶハンセン病政策の歴史的事実の大枠を見事につかみとった判決というふうな評価のされ方もしております。

しかしながら、裁判という法制度の持つ構造的な制約もございまして、真相究明及び再発防止という観点から見ました場合、多くの問題が残されていることも確かでございます。

例えば違憲、不法なハンセン病強制隔離政策がなぜ戦後も廃止されず、逆に強化されたのか。そして、1953年法の廃止はなぜ1996年まで待たざるを得なかったのか。こういった点は、今後の検討にゆだねられていると申せます。

強制隔離政策にかかわった各界の責任、それも狭い意味の法的な責任にとどまらず、再発防止という観点から見た場合の広い意味での責任につきましても、掘り下げた検討は今後の課題とされていると言えましょう。

加えまして、石にかじりついて3年解決という同裁判特有の制約等もございました。その結果、同裁判では共通被害の立証に重点が置かれたために、個別被害の解明は、少なくとも表面上は必ずしも十分ではなかったというふうにも言えます。差別・偏見の構造の解明も同様でございます。

これらを放置したままで真相究明及び再発防止が行われるかと言え、答えは明らかに否と言えましょう。私どもの検証作業を通じまして、残された問題を余すところなく究明し、それに基づいて正しい再発防止策を提案したい、これが検証会議一同の願いだ、こういう内容の序にさせていただいたということでございます。

以上でございます。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。まず、一、ハンセン病の隔離収容政策に関する立法・政策の検討、この部分につきましては藤野委員からお願いいたします。

【藤野委員】 それでは、一、ハンセン病強制隔離収容政策に関する立法・政策の検討という項目です。これは私が監修いたしました。全体としては1907年の「癩予防二関スル件」の成立から戦後の「らい予防法」、「らい予防法」の廃止までを追うというかなり大きなテーマになります。

まず最初に、近代の差別感というものがどのように生まれてきたのかということを確認する意味で、江戸時代、近世との比較を行いました。これについては、江戸時代の文芸あるいは医学書等々から、近世における家筋という考え方、ハンセン病は遺伝とされる、そういう認識がどのようにでき上がったのか。これはかなり克明に明らかになったと思いません。

問題なのは、そのような家筋感というものが、近代に入って、単なる遺伝という問題ではなく、移るということによる差別にどう変わっていくのか。これが1のテーマになりました。確かに近代になってからも遺伝という偏見によって家族と縁を切るとか、放浪するとかいうことはあったわけです。しかし、その一方で、恐ろしい感染症であるという偏見・差別、これもまたあったわけです。ある段階で、遺伝という偏見から感染する恐ろしい感染症だという偏見に突然変わったわけではないわけで、両者が共存しながら、次第に恐ろしい感染症という、そういう偏見が主になってきたと考えられます。昨年起こりました熊本県におけるホテルのハンセン病回復者の宿泊拒否問題というものは、まさに恐ろしい感染症という偏見から起こってきた事件であって、決して遺伝という問題で理解はで

きません。

では、どのように両者の遺伝という差別感と感染する恐ろしい感染症だという偏見とどう変わっていったのか。それは法律だろうと思います。そういうことを前提にしまして、各法律、1907年の癩予防二関スル件の成立と人権侵害の問題、そして、1931年の癩予防法の成立とそのもとでの人権侵害の問題、さらに1953年の戦後の「らい予防法」の成立とそのもとでの人権侵害の問題を解明していきました。

細かいことは、きょうは時間もございませんので、報告はいたしません。基本的に結論だけ申しますと、医学的な見地からつくられた法律ではないことが、3つの法律、1907年、1931年、1953年、すべてに共通していると思います。つまり、医学という見地からではない、別の見地から隔離が行われ、それが恐ろしい感染症であるという誤解を生み、ハンセン病患者、その家族に対する人権侵害、差別をつくってきたというのが全体に一貫する流れです。しかも、それはかなり国側の資料、各園の資料、さまざまな資料を使って実証できたものと私は確信しております。

さらにそれだけではなくて、特に戦後の問題ですね。プロミンができたにもかかわらず、なぜ隔離が続いたかという、特に3の1953年「らい予防法」の問題ですが、これに至る過程として、GHQの関与。GHQが戦後も隔離を容認してきたということ。これについてはGHQ/SCAP文書の中のレプロス・イン・ジャパンという膨大なファイルがございます。その膨大なファイルの中のGHQの特にPHW、公衆衛生福祉局部門の資料の克明な調査が行われまして、GHQ自身の資料によって隔離容認の実態がかなりわかってきた。まだまだこれは途中経過ですが、今年度でも随分それがわかってきたと考えられます。

そしてまた、戦後隔離が続き、さらには強化された背景には、治安対策、こうした問題も絡んできていること。さらに、戦後はプロミンの普及等によりまして、軽快退所が行われてくる。その一方で、強制隔離も続いてくる。つまり、軽快退所という問題と、全患者の強制隔離という問題は相反することではなく、いわば両者一体となって行われてきたということ。こういったことも明らかになっております。

さらに、なぜそれが延々と続いてきたか、96年まで廃止がなかったかということについては、各療養所内部における処遇改善との絡みで考えるということ、これもかなり追及が進んでおります。そういった意味で、隔離を生み出したもの、隔離を維持したもののものが医学以外の分野の要素から規定されている。こういったことが一貫されて解明されてきたと思います。

それから、こうした強制隔離のもとで起こったいわば冤罪事件とも言える藤本事件という事件についても、当時の裁判記録なども明らかにしながら、ハンセン病隔離がもたらした冤罪であるということの視点に立った事実の究明も行われてまいりました。

それから、隔離は上から強権的に行うだけではない。ハンセン病患者をいたわるかのごとき運動、そういったものも隔離を支えてきたということから、藤楓協会及び皇室の役割

についても、今回はかなり言及できました。これは、戦前は貞明皇后、戦後は高松宮が皇族のハンセン病患者へのいたわりのシンボルになりますけれども、それが決して貞明皇后や高松宮という個人の意思でなされたものではなく、非常に大きな政策的背景がある。これも事実に基づいて、実証的に明らかになりました。そういった意味では隔離は上から押さえつけるだけではない。患者をいたわるかのような形で隔離も推進された。そうした面も含めて、私たちはハンセン病患者、元患者、家族の方々の人権侵害を理解していきたいと考えております。

そして、96年までなぜ維持されたかの問題ですが、今回の報告書は96年まで及ばず途中で終わっておりますけれども、これは来年度に向けてさらに追及していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【金平座長】 ありがとうございます。

大変膨大なものを要約してご説明いただきました。時間の関係で先に進みたいと思いません。

それでは、二、ハンセン病に対する偏見差別が作出・助長されてきた実態の解明 - 無癩県運動、これも藤野委員からお願いいたします。

【藤野委員】 二のテーマは、一とセットになるようなことでありまして、一のほうではむしろ政策的な立法過程というものを論じておりますが、二のほうではそれがいかに国民に浸透していくのか。あるいは、政策・立法の過程の中でどのような世論がつけられたのか。そうした問題にウエートを置きまして、いわゆる無癩県運動について戦前と戦後について解明しました。

分量的には戦後のほうが多くなったのは、戦後の隔離の問題、戦前と戦後を比較してどちらが重いとかということではないのですけれども、現在の人権侵害に直結するという点で戦後のほうに無癩県運動の記述もウエートが参りました。ここに書かれている内容は、先ほど一で私が説明いたしましたような基調、これがここでも一貫されております。特に二の執筆においては、厚生労働省に所蔵されている貴重な資料を厚生労働省の方々に快く開示していただきました。その成果もありまして、かなり戦後の無癩県運動にも使わせていただきましたことで、大変感謝しております次第でございます。今後ともこうした国側の資料も拝見いたしまして、厚生労働省の絶大なご協力を得ながら、戦後の無癩県運動をもっと追及していきたい。さらに、これは国だけではなく、各県、自治体の問題もあります。来年度は都道府県レベルまでおりて無癩県運動の実態をさらに調べていきたい。これには各自治体のご協力もぜひ必要なので、そういった展望を持って、今回はとりあえず中央レベルだけで執筆いたしました。

以上でございます。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

今、話が出ましたように、この検証会議はさまざまな情報開示を求めながら進めており

ます。今、厚労省の話が出ました。

それでは、次に三、ハンセン病の強制隔離収容政策における被害の全体像の解明でございます。これは監修の井上先生からお願いいたします。今の被害実態調査の問題は後でまとめて松原先生のほうから……。

【井上委員長】 松原委員から両方やってもらいます。

【金平座長】 それでは、三、松原委員、お願いいたします。

【松原委員】 三の監修者の1人でございます松原から報告させていただきます。

三は、ハンセン病強制隔離収容政策による被害の全体像の解明ということです。それで、被害実態調査を基盤といたしまして、執筆すべき章でございます。そして、今回は被害実態調査班による被害実態調査の概要について報告いたしました。

ただ、被害実態調査は現在進行中でありまして、また、個別のデータについては最終的にすべて出そろった上での分析が必要だということと、聞き取りにご協力いただいている方々の秘密保持ということもありまして、現段階では内容については具体的な論述はできません。したがって、今回は、今年度の被害実態調査班の活動報告という形でとどめさせていただきます。

被害実態調査班は、2002年11月に発足しまして、2003年2月に検討会被害実態調査要領というのが定められました。これに基づきまして、具体的にどのような聞き取り調査をするのかという設計をいたしました。

被害実態調査の対象者としましては、国立、私立療養所の入所者の方々、それから、退所者、非入所者の方々、患者の家族の方々という人々が想定されております。今年度は主に国立療養所の入所者の聞き取り調査を行いました。

まず、聞き取り調査のための調査票の作成というのが非常に重要な問題となりました。先ほどの調査要領の項目に従いまして、具体的にどのような調査票を設計するかということを中心として、社会調査、フィールドワークの専門家である委員、アドバイザーの先生方の助言を中心にオブザーバーも含めて会議を重ねまして、調査票というのを作成しました。

全国にわたるということで、調査対象者が膨大になるということがありまして、こういう場合、通常はアンケート調査の形をとります。量的な調査、量的な解析をするということになります。しかし、同時に、お一人お一人が非常に多様な経験をお持ちであるということ、それから、お話を伺うということ自体、非常に重要な意義があるということ、ということも考えまして、今回の調査票というのは、アンケートの数量的な集計を主にする量的な調査と、聞き取りの内容を詳しく細やかに分析する質的な調査、その両方の性質を兼ねた、非常に独自の調査票を設計するということになりました。

それで、その調査票に基づきまして、7月半ばから具体的な調査に入りました。調査を担当したのは、ソーシャルワーカーの団体の協力によりまして選任された調査員の方々です。それで、夏休みを主に活用しながら、7月半ばから各園に入りまして、聞き取り調査を始めました。登録された調査員は380名ほどですけれども、実際は、結局、調査に当

たる方の配分もありますので、300名余の方が調査員として参加いたしました。

大体、1月末までに13園、すべての予定された調査が完了されております。それで、現在、調査票を完成させて、こちらの財団に返送する、そういう段階でありまして、まだ全部の調査票が返ってきているという状況ではございません。しかし、返ってきた調査票及び録音させていただいた方についてはそのテープの解析というものを現在調査班のほうで既に着手しております。

この調査に当たっては、厚生労働省及び各園、そして自治会の多大な協力をいただきまして、順調に調査が行われました。この点感謝申し上げたいと思います。

次に、退所者の調査なんですが、現在、準備を進めておりまして、退所者の方々についてどのような調査をさせていただくかという文書を送るという準備をしているところでございます。それで、何人か、そういった調査の説明文書を送ることに了承して下さった方々がおられますので、その方々について調査の説明文書を送るという準備をしております。具体的な聞き取りに入るのは、本格的には来年度からということになる模様でございます。

退所者の方々については、在園の方々ももちろんなんですが、とりわけプライバシーの保護というのが大切でございますので、退所者の方々へのアクセス、実際調査する方法については、その辺、十分に配慮してことを進めております。

そのほか私立療養所、非入所者の方、患者家族の方、こういった方々についての調査も来年度本格的に着手したいと考えております。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

私ども、被害の実態に遭われた方たちから直接お話を伺うということを非常に大事に思っただけで、ぜひご協力いただきたいと思いましたが、今報告があったような形でご協力いただき、順調に進んでいるということでございます。ただ、若干残っていることと、それぞれのプライバシーの問題がありますので、発表には慎重にやっていきたいというふうに考えております。

それでは、被害実態調査のところが終わりましたが、四のハンセン病医学・医療の歴史と実態でございますが、これは和泉先生が監修者なんですが、きょうはどうしてもご都合がつかせませんでしたので、井上委員長のほうからかわってご報告を願います。

【井上委員長】 四、ハンセン病医学・医療の歴史と実態、それから、五のハンセン病強制隔離収容政策に果たした医学・医療界の役割と責任の解明という、この部分です。医学関係で言いますと、並里委員もレポートを出されていて、それも踏まえながら、いわば総論的に取りまとめているということなんです。

それで、きょう、資料としてお配りしたものです。これは先ほど申し上げました2月1日時点のものでして、その後、さらに改めた原稿が出ているのですが、それは議論できませんでしたので、今回は割愛しています。そういうことなんですが、しかし、和泉委員

の記述についての思いがありますので、それをご紹介しておきたいと思います。そのメモが私のところに送られてきていますので、それをご紹介しながら、この分野、特に医療・医学の分野が重要ですので、ご報告したいと思います。

まず第1番目に、ハンセン病はどんな病気かということで書かれているわけであります。ここで正確にハンセン病というこの病気の性格をとらえる、これがどうしても必要だということで、この項が設けられているということです。和泉さんのメモをご紹介しますと、この項目は4つに細分して記述したということです。

歴史と実態ですが、まず第1点が、今言いましたハンセン病とはどんな病気かということです。そこでは、ハンセン病に対する理解が正しくないと、これ以降の考察ができないということであると。それから、現在、啓発活動などで言われている説には多くの間違いがある、そういう認識ですね。検証会議の委員、検討会の委員についても認識を統一しておく必要がある。こういうふうを考えて、記述をされているということです。

内容については、極めて弱毒、毒の弱いらい菌と人の免疫応答のバランスの上に成り立っている病気である。これがハンセン病だという、その理解が基本であるということを目指しているということですね。らい菌の毒性の問題と、他方で病気になる人の免疫、この間のバランス、それによって病気が発症したり、発症しなかったりという、こういうことだということです。

2番目の点は近代ハンセン病医学の誕生という、こういう項目になっています。この点については、ハンセン病医学の誕生についての歴史的記述を行ったということで、ノルウエーのハンセンに至る、その経過を記述していますが、ポイントはノルウエーでハンセン病が再興したことを背景に、遺伝病説と感染症説の論争の中から近代ハンセン病医学が誕生した。これを強調しておきたいということです。

3つ目は近代ハンセン病医学・医療の発展という項目であります。ここでは、臨床医学と基礎医学の発展を記述した。特にスルフォン剤の導入、多剤併用療法の導入、基礎医学の発達を促した背景と現状の問題点、それから、特に現有の知識が制圧に不十分であり、さらに研究が必要であるということ述べたということであります。

4番目が日本の近代ハンセン病医学の誕生と歴史的変遷ということですが、ここでは日本のハンセン病医学について、日本のハンセン病医学も隔離されていなかった時代があった。患者さんが隔離されたという面と、実は、ハンセン病医学そのものも隔離されたという、こういう認識が基本にあるわけですが、そのハンセン病医学も隔離されていなかった時代があった。ただ、そこで世界の潮流との決別がされ、国家賠償訴訟で専門家がどんな態度をとったか。そういう記述が必要だということです。それを記述したということです。

ここでは並里委員が取り組まれている多摩研と言われる研究所についても指摘をしたということですね。5ページですが、かつての国立らい研究所、現在、国立感染症研究所ハンセン病研究センターという長い名前がついています。これについてその役割等を記述し

たということです。

四の最初の部分になりますけれども、 の点ですね。

次に、お手元の役割分担の一覧と構成が若干違うのですが、基本的に問題はありませんから、このままやらせていただきますが、ハンセン病療養所の医療水準という、 になっていますが、一覧では なのです。順序がちょっと違うのですが……。医療水準を記述しています。それで、この項目では、まず第1番目に、ハンセン病についての医療水準とハンセン病以外の疾病に関する医療、この2つの面から検討しているということです。

ハンセン病についての医療水準の項では、プロミン以前とプロミン導入とダブソンへの転換遅延、多剤併用への移行というのが述べられているところであります。

もう一つ、ハンセン病以外の疾病については、主として死因調査の結果をもとに状態を推定するという作業をしているということです。それから、療養所外の医療機関への委託という今では当たり前になっていることがどのようにして始まったかを述べた。隔離政策の不条理というものに触れたということです。ここでも並里委員のデータが組み入れられているところであります。

3番目という項目になっていますが、これは中身から言うと ということになります。療養所以外のハンセン病患者の処遇。療養所以外の場所ですね。この点については、絶対隔離絶滅政策の本質に触れる分野であるので、必要な記述を行ったとされています。名古屋の診療施設について、これは並里委員の調査に基づいて記述した。阪大については牧野委員の意見を聞いて、訂正補足をしてくださいというこれがありますので、後で牧野委員、補足ができたならお願いしたいということです。この部分ですね。

ということで、これが四のハンセン病医学・医療の歴史と実態ということになります。

引き続いて、五、ハンセン病の強制隔離収容政策に果たした医学・医療界の役割と責任の解明という項目であります。ここでは、誤った学説を普及して差別や偏見を助長した、その罪を明らかにする。これが目的であるというふうに言われています。それを4つの点から述べたわけですね。1つはハンセン病の特殊性。2番目がハンセン病の伝染力の点。3番目がハンセン病の治癒性。4番目がハンセン病の遺伝的素因をめぐる議論、この4つに分けたということでもあります。

第1番目、らい菌の特性とハンセン病の特殊性ということについては、らい菌猛毒説が誤っているということ。これを記述したということです。

それから、ハンセン病の伝染力については、ハンセン病の伝染力が弱いということは昔からわかっていたことである。絶対隔離論者の認識がいいかげんだったということで、87年段階になっても、所長たちは療養所に感染源になる患者がいると考えていた。これは時代錯誤であったと指摘しています。それから、学術的に言っても伝染性の3条件を検討しなかった。これに間違いがあったということですね。それから、家族内伝染について光田健輔氏の主張の矛盾を明らかにして、施設隔離の不合理さを明らかにした。そして、伝染性を強調したことで悪循環が起きた。こういうことを記述したということです。

3番目のハンセン病の治癒性については、治癒性ということを否定したことで国民に恐怖心をつくり出した。そのことの責任が問われなければならないということで、治癒性をめぐる論争について記述した。絶対隔離論の説が当時の学説から見てもすべての専門家のコンセンサスではなかったということを明らかにしたということです。

4番目が、ハンセン病の遺伝的素因をめぐる議論ということであります。起草委員会で、この原稿をめぐる議論がありました。遺伝的素因云々のところで言いますと、ハンセン病が遺伝するというような誤解を招きやすいのではないかとということで、項目についても変更したところであります。それが1点。

もう一点は、言葉の問題として遺伝的素因ということと遺伝素因という両方の言葉を和泉委員の原稿では使っていました。そこで、そのことも問い合わせしまして、遺伝的素因という言葉に全体として統一されています。新しい原稿ではそうなっているわけです。この記述自体を議論していただきたいということですが、誤解をおそれて不正確な記述にならないように議論していただきたいということですね。科学的に不正確な議論は、光田氏らと同じ間違いを犯すことを意味する。遺伝病に対する差別や偏見を助長するということにかえってなる。ハンセン病についての正しい認識を普及する妨げになり、再発防止にマイナスになるということですね。そういう意味で、ここではきちっと書いてあることを正確に理解して議論していただきたい、こういうことですね。

最後の5ページを見ていただきますと、この件に関しては重要な点ですので、ひとつご報告しておきますが、5ページの第2段落、「こうした歴史的背景のために」とありますね。その第2段落の最後から2行目、「ハンセン病の遺伝性についての議論は、遺伝性の否定ではなく、体質遺伝の面でも他の疾患と変わらない普通の病気であることを主張すべきである。」という、こういう記述がありまして、やや誤解を招くかなというようなことでしたが、今言いました2行は新しい原稿では削除されています。ということで、そのあたりはこれからより正確な記述と理解されやすい記述をしていく必要があるかと思えます。

最後に、ハンセン病の専門医の3世代論をお書きになっていますが、これは和泉委員の気持ちが出ているところではありますが、実証性の問題等でより厳密な分析が必要かと思えますし、記述としてもより客観的なものが求められる。検証という作業に値するような、そういう記述が大事ではないかということですね。そのあたりもこれから議論していきたいと思えます。

ということで、新しい原稿も組み入れた形で第2次案を作成してきたいと考えています。以上です。

【金平座長】 どうもありがとうございました。和泉委員はご欠席でございましたけれども、井上委員がおっしゃいましたように、コメントをはっきりとお寄せくださっておりますので、それをもとにしてご説明いただきました。

執筆分担では四と五に当たります。四の中の順番がちょっと違ってきておりますけれども、ここにあるもので言えば、 から までが今回入っているということですね。

時間が4時半になりますので、どこかで1回休憩をとらなくちゃなりませんので、ここで1回休憩をとらせていただきたいと思います。今4時半でございますから、時間ももつたいたないので、40分からいたしましょう。どうぞよろしくお願いします。

(休 憩)

【金平座長】 お約束の時間が参りましたが、よろしいでしょうか。大変膨大で、一瀉千里にまいりたいと思います。

それでは、今度は六でよろしいですね。六からまいります。ハンセン病の強制隔離収容政策に果たした関係学会、各界の役割と責任の解明ということで、これは監修の井上先生が……。

【井上委員長】 監修ということですが、まだ全体をまとめるということまで行っていませんので。それから、ここは先ほどご説明したように、検証会議の特別班といいたいでしょうか、そこの協力作業ということですので、それぞれの班の担当の方から、それから、中心になって執筆していただいている方から報告いただきたいと思います。法曹界は光石さん、お願いします。

【光石委員】 それでは、法律家・団体の対応・責任班がまとめましたお手元の六の1の、法曹界とあるところについて、アウトラインをご紹介します。

らい法制とのが改廃されるについて日本の法律家・団体がどういうふうな対応をしたのか、またそれに対してどういう責任があるのかいうことを、主として新憲法施行以降に焦点を絞ってご報告する、そして、その上で問題点を指摘した上で、今後に資するための提言をやる、そういうことでございます。らい法制というのは、言うまでもなく1953年「らい予防法」を中心とする優生保護法とか、出入国管理法とか、その他の法律についての法制全般を指します。こういうらい法制を支えた法律上の原則とかいう基準としては、憲法12条、13条にある公共の福祉という概念、あるいは25条にある公衆衛生の向上及び増進というような概念、それから、刑法の1つの学派の考え方であった社会防衛という、これが支えた原則であろう、こういうふうに思います。

それから、らい法制を批判する法律上の原則、基準としては、ここに列挙しましたような多くの憲法、国際人権法の規定がございます。これはもちろん、網羅的ではありませんが。そして、この際法律家というのは、裁判官、検察官、弁護士というような法律実務家ばかりではなくて、法律学の学者、研究者、そういうものも全部含め、かつそれらの団体というものも触れたいということです。そして、この報告の資料といたしたのは、参考文献として、一番最後に14ページに掲げましたような、もともとこういう法律家の責任について議論した方の論文としては徳田さんの論文と水口さんの論文というのが今のところあるくらいなんです、その他事実関係については、多くの全患協ニュースを初めとしてこれまでに出版されたものの文献資料に当たるという、そういう方法。そのほかに埋もれたデータを何とか発掘したいということで、末尾につけましたような、最高裁判所、最高検察庁、それから、各弁護士会、法務省等に対する関連事項についての照会を行って

る最中であります。

まとめの目標としては、2ページにまとめましたように、熊本地裁の判決というものが、そもそも1953年法の違憲性ということを目指した上で、この判決が1960年以降の違憲性ということを行い、国会に関しては65年以降の違法性というものを判示しておりますので、この法律の廃止がここまでおくれたのは、結局、一部の少数の法律家や団体が個々の案件については誠実に取り組んできた、そういう経過が記録されているんですが、全体として見ると、法律家の何もしなかった、なすべきことを怠ってきたということがその原因ではないのかということで、1953年法の制定を許したこと自体も問題ですけども、そのときにあんまり憲法違反だということの論争がなかったということが結局はその後の廃止に1996年まで時間がかかってしまったということにつながったのではないかと、そういう仮説を検証する、それがこのセクションの目標です。

戦前の法状況としては、立法というものが戦後の憲法の体制と全く違っておまして、立法権が天皇の大権に属していて、帝国議会が協賛するというような、そういう憲法になっておりましたから、法律についてとやかく言うというスタンスはほとんど見受けられなかった。ですから、当たり前のように立法を批判するということは困難な状況であったということで、ここについては、状況がそういうことであったということぐらいしか述べておりません。行政法の第一人者の文献を読んでも、衛生警察の中の防疫警察というところで伝染病患者についての隔離や強制隔離、そういうことを認めるというような記述になっています。

さて、戦後の弁護士会がどういうことをやってきたんだろうかということが、私なんかも大変忸怩たるものがあるんですけども、目下、国立療養所がありました、例えば東京の三弁護士会については多磨全生園というのがありますし、それから、群馬県弁護士会以下ずっとそういう療養所の所在地の単位弁護士会ないしブロック弁護士会に対しては照会しておりますけれども、そしてまた、まだ進行中ですけども、あまり何もない。つまり、申し立てもなければ、相談もないというようなのが予想されるわけです。

日弁連に関してもやや詳しく書きましたけれども、そもそもアクションがおくれた経緯というのを弁解にひとしいんですけども、ずっと書いてございます。

なお、熊本訴訟や岡山、東京訴訟が起こってから弁護士会で意見表明が求められていたんですが、これはさまざまな理由からおくれました。そのことも報告されております。

あと、個々の弁護士の対応、つまり、弁護士は事務所でいろいろな依頼者の案件をずっと相談に乗ったりするわけなんですけれども、それを見ますと、6ページからありますように、例えば藤本事件、先ほど冤罪ではないかという問題提起がありました、その事件に関しての野尻、関原、柴田、佐藤、霧生弁護士らが弁護人を務めて、誠実にプラクティスを行っているという、そういう記録がございまして、残念ながら、最高裁まで争ったんですけども、上告棄却になって、再審請求中の1962年に処刑された、こういう事実があるわけです。

それから、宮下事件、7ページにあります。これは療養所の中での患者作業の際に機械に巻き込まれて亡くなられた患者さんに関して、関原弁護士が相談に乗って、療養所の方々に法律問題を話したりされたという、そういう記録が残っておりますが、強制労働ではないかとか、労働基準法違反ではないかとか、あるいは労災保険法違反ではないかというような問題があるんですけども、そういう実務対応がございます。

それから、楽泉園の「特別病室」重監房問題も実際に殺人罪で告訴するということが問題にされたようなんです。しかも、小沢弁護士が対応したようなんですが、その間殺人罪とか、殺人未遂罪とか、特別公務員暴行凌虐罪とか、不法監禁罪とか、こういったものが成立するかどうかということで、大分検討されたようなんですが、その当時の世論等を考えると、なかなかこれは無理だろうということで、検討されたにとどまっているというような記録が残っております。

「らい予防法」違憲国家賠償訴訟については、皆様ご存じのとおりで、相当多数の弁護士が加わっておりますので、とりあえず8ページには弁護団長と事務局長のお名前だけを挙げております。

さて、8ページの裁判所、検察庁、法務省の対応という部分ですけども、これは広い意味で法律家がかかわっているという点では守備範囲だなと思って、こういうふうなまとめをしているわけですが、特に国立療養所に担当の派出所が設けられた、留置場も国立療養所に特化したものが設けられた、こういう歴史的な事実があるようでございます。留置場のところに少し書いてありますように、旧らい予防法というのは1953年法の1つ前のやつですけども、懲戒検束権に関する規定が削除されて、結局、旧らい予防法のもとであった各療養所の監禁室が撤去された。それでほんとうは警察署の留置場が使われなければならないはずだったんですけども、結局、厚生省通達でもって、療養所内監禁室を国警の留置場にする、こういう指示があって、その後全国7カ所で留置場の建設が計画されていた。その後、ここにありますような幾つか自治会の反対運動等があったんですが、設置されていった。ですから、こういった療養所の入所者専用の留置場を置くということが差別を助長することにつながったのではないかという問題意識がございます。

9ページには、出張裁判と書いてあります。通常、裁判所で裁判を受けるわけですが、裁判所外における開廷場所の指定ができるというのが裁判所法にございます。これは細かい実例が最高裁判所からの照会に対する回答を主として書いているんですが、ここにありますように、最初のケースで言いますと、刑事事件の開廷場所はというところがありますように、本来は横浜地裁という裁判所でやるべきところを、この事件の場合は横浜刑務所という場所でやったというのが1948年の事例がありますし、その後幾つも書いてありますが、要するに、刑務所でやったり、あるいは愛生園、新生園、楽泉園その他の療養所で出張裁判をやったというようなことがあります。これらをずっと見てみますと、感染症の事例で出張裁判をやったというのは、ここの記録から見る限りは肺結核について1件あるぐらいで、あとはほとんどがこのらいの患者さんについてだったということがあります。

1つ特筆すべきなのは、9ページの一番下に宮古南静園におけるケースを書いてございますが、これは残念ながら法律家が全然関与せずに、しかし、入所者、Mさんという方が出張裁判というものに対して断固闘いまして、そういうことなら、自分が出頭を拒否するというようなことを言って、裁判所がいろいろと、あなたに白衣を着せてやるからとか何とか妥協案が出たようですけども、それは裁判所が白衣をつけたらいいというようなことで応酬して、結局、裁判当日、いすは消毒されていなかったんですけども、裁判所への出頭ということをやったと。結局、その後は、裁判所の宮古支部というところで行われたという、入所者が1人で闘った歴史がございます。これを法律家のところに書くのはいかにも情けないと言えば情けないんですが、そういう歴史的な事実として書いておきました。

【井上委員長】 申しわけありません。少し急いでいただけますか。

【光石委員】 わかりました。

それらについては問題点としては、裁判所法の解釈の問題、法の下での平等の問題、裁判を受ける権利の問題、裁判の公開に反しないかという問題がございます。

医療刑務支所というのが菊池に設けられたということについては、現在も照会中ですけども、これは恵楓園の中に刑務所というものをこさえたという事実がございます。これも当然のことながら、法の下での平等に反するというような問題がございます。

あと、法学界の対応については、ほとんど法学者が「らい予防法」についてあまり知らなかったという戦後の実態があるようです。法学者の見解を見ても、憲法学者を初めとして刑法学者、医事・衛生法の学者、ここに書いてありますような当たり前のように、「らい予防法」の規定を説明して、それ以上何のコメントもしていない、こういうことがございます。

結局、問題点として、13ページにありましたが、問題自体が社会から隔離されたということで、そういうことに対して法律家も見ざる・聞かざる・言わざるの姿勢に終始した。また、「らい予防法」制定反対闘争というものがいろいろな性格を帯びているように報道されたりしたことから、法律家が手をこまねいたということもあるようですし、弁護士会というのが今でも人権侵害の申し立て事件をやっておりますけれども、ごくごく少数の人たちの個人的な作業に依存しているというようなこともありまして、なかなか限界がある。また、弁護士一人一人が自分の実務と公益活動というものをどういうふうにバランスをとってやっていくかというのはなかなか難しい問題。

問題点と今後に向けての提言はこれからの最終報告に向けてやっていかなきゃならないことなんですけれども、ここにありますように、法律家というのがもともとと生活習慣病ならぬ職業習慣病と書きましたけれども、要するに、法律というのは正義なんだ、こういうふうに分同してしまうような一種の職業病があるということも指摘しております。

そういうことと、弁護士会における改革というのも必要ですし、法学教育、人権教育、狭い意味で大学の法学部に限りませんで、裁判所や警察や検察庁その他における人権教育

というのも、これからの課題であろう、そういうことで……。

以上です。

【井上委員長】 済みません、急がせてしまって。

じゃ、続いて、宗教界ということで、訓覇委員、お願いします。

【訓覇委員】 各界の責任の1つとして宗教界の責任ということで検証作業を進めているんですけども、1つこういう宗教界の責任ということがこの検証会議、一番最初にあるように、基本的に熊本判決というところで明らかになったこと、それをさらに深めていく、それをほんとうに結実化させていく、そういうような意味合いがあると思うんですけども、そういうことで言うと、宗教界の責任ということは、直接的には熊本判決の中では触れられなかった課題と言っていいと思います。しかし、それは熊本判決がはっきりとさせてきた被害の実態という、そこに大きく関与している事柄として、真相究明の大きな課題であろうと位置づけられていると思います。

その中で、特に宗教界ということに関しては国策とのつながりの中で、一体、宗教者あるいは宗教教団がどういうことをしてきたのか。直接、絶対隔離政策を完成させていく上で無癩県運動に協力していく、そういうような事柄と、もう一つ、宗教の名のもとで説かれる、あえてこういう言葉で申しますけれども、隔離の受容、入所者が隔離されているというその現実を受容していく、そういうようなことの上に宗教というものが大きな役割を果たしたのではないのか。むしろ2点目の宗教の名のもとで説かれる隔離の受容という、そちらのほうにより大きな課題があるのではないのか。そういうような視点から宗教界の責任ということについて検証作業を進めております。

ただ、宗教と一口に言いましても、多岐にわたっております。したがって、仏教、キリスト教、そのほかの宗教という宗教団体についても目を向けていかなければならないんですが、歴史的に特に仏教系の中では、真宗大谷派という教団が、ハンセン病絶対隔離政策を推進していく国に呼応する形で、この問題に取り組む別組織を立ち上げております。

そういうことで、キリスト教の中にもキリスト教M T L、有名な組織がありますけれども、特に今年度は、その仏教教団、真宗大谷派におけるハンセン病問題への取り組みというところを取り上げて、ひとつご報告させていただきました。

先ほど研究協力者、委員協力者としてキリスト教の視点で調査していただける方を報告させていただきましたので、そういう人の力をかりて、来年度は幅広く、キリスト教のほうに、あるいは仏教のほかの教団の取り組みについても、当然、最終報告の中ではさせていただきますが、今年度はとりあえず象徴としての真宗大谷派における活動というところにとどめさせていただきます。

来年度、戦後一体どうだったのかという部分をはっきりさせていくために、特に療養所の中で宗教というものを大事にしてこられた方への、この件に関する聞き取り調査というものも実施しながら、宗教というものが果たした、特に隔離の受容ということに果たした役割ということの解明を進めていきたいと思っております。

簡単ですが、よろしいでしょうか。

【井上委員長】 どうもありがとうございました。

この項では、マスメディアということで内田委員にお願いしますが、傍聴の皆さんには内田委員からの原稿というのをお配りしてありません。先ほど申し上げましたような経過で議論が間に合わなかったということですので、話を伺っていただきたいと思います。

【内田副座長】 検討会のマスコミの検討担当者が、先ほどご紹介ありましたように、体調を崩されて辞職されるというふうなこともございまして、検討会ではなく、検証会議の起草委員会の中にマスコミを検討するマスコミ班を設けさせていただきまして、検討に当たらせていただきました。多くが今後の議論ということから、先ほどご紹介ありましたように、ペーパーの会場配布は見合わせていただきました。この点、ご了解いただければ幸いです。

現代社会におけるマスコミの影響から見まして、ハンセン病に関して果たしたマスコミの役割を検証することは、再発防止策を考える上でも必要不可欠ではないかというふうを考えております。しかしながら、マスコミを検証するというにはさまざまな困難が存在しております。中でも大きいと思われましますのは、資料的な問題でございます。ハンセン病に関する報道をすべて入手することは、新聞に限りましても極めて困難だという点でございます。

検証会議、マスコミ班のマンパワーは限られているにもかかわらず、我が国では全国紙、ブロック紙、地方紙を含めて、多くの新聞が発行されておりまして、全国紙の場合には東京本社版のほか大阪本社版や名古屋本社版や西部本社版なども発行されているからでございます。また、同じ本社版でも多数の地方版が発行されておりまして、この中にも重要な報道が存在しております。

ハンセン病に関する報道の多くがデータベース化されていないということも、この検索の作業の困難さを増しております。

このような事情にかんがみまして、本年度におきましては、検証の対象を新聞報道、それも敗戦から1953年末に限定させていただきました。違憲、不法なハンセン病政策がなぜ戦後も廃止されず、逆に強化されたのか。とりあえずこのような観点から、「らい予防法」が制定された1953年末を画期として、戦後のマスコミ報道を検証してみたい、このように考えたからでございます。

もっともこのような観点から見ました場合、各療養所の動きや、自治体、警察、住民の動きなどにつきましては、全国紙よりも地方紙のほうが報道量が多く詳しいと言えるかもしれません。しかし、他方、報道がその時代のハンセン病に対する社会的な態度を反映するものであり、同時に社会的な態度の形成に影響を及ぼすものであると考えるならば、当時の日本社会がおおむねどのような態度でハンセン病及びハンセン病者をとらえていたかということは、全国紙の報道、場合によっては報道の不在によって把握できるのではないかと考えられます。

そこで、本年度におきましては、マンパワーの関係もございまして、後者の観点を優先して、検証の対象として全国紙、それも原則として東京本社版等を取り上げさせていただくことにいたしました。地方紙の検証は来年度の課題にさせていただければというふうに考えております。

次に、私どもがしました検索の方法でございますが、検証会議のマスコミ班の委員が東京本社調査部や調整室等に保存されておりますマイクロフィルムや新聞切り抜き帳などをすべて閲覧しつつ、見出しを一つ一つ確認する方法を進めてまいりました。すべての記事を拾い出すように努力いたしましたけれども、担当者の能力的な限界などから、見落としがあるかもしれません。この点につきましては、今後、さらに資料の充実を図りたいというふうに考えております。

検索の結果、175本の記事が敗戦から1953年末までに発見されました。これらの記事を大別いたしますと、次のように区分することができるのではないかとこのようにさしあたり考えております。1つは医学的知見に関するものでございます。2つ目はハンセン病の脅威にかかわるようなものでございます。全患者収容のための療養所拡張や無癩県運動等に関するものが3つ目でございます。4つ目は患者、家族の方々に生じた悲劇に関するものでございます。5つ目は療養所の貧しい医療や福祉に関するものでございます。6つ目は救らい事業や募金活動等に関するものでございます。7つ目として光田健輔等に関するものを分類させていただきました。8つ目は予防法闘争等に関するものでございます。9番目は草津楽泉園のいわゆる重監房に関する記事でございます。10番目といたしまして療養所の特設法廷での刑事裁判や療養所の隣接地での留置場等に関するものをグルーピングさせていただきました。そして、その他ということでございます。

これらのグルーピングによりますと、報道量が一番多いのは救らい事業とか募金活動に関するものでございます。46本ございまして、うち3段組みが10本、4段組みが7本、5段組みが3本、1面で記事が載せられているというのが1本ということ扱いが大きいというふうに言えます。慈善や献身などをたたえる記事がもっぱらというふうに言えるのではないかとこのようにさしあたり思っております。

光田健輔に関する記事も同様でございまして、朝日賞に輝く業績云々という形で、救らいの父という面が一方的に強調されております。

次いで多いのが医学的知見に関するものでございまして、33本ございました。ただし、一步踏み込んでハンセン病に対する誤った理解、偏見・差別を洗浄していこうというふうな姿勢は表面的には伺われませんでした。

3番目に多いのは予防法闘争等に関するものでございまして、28本ございました。ただし、ほとんどは1段見出しのべた記事と言われるものでございまして、人権闘争とか、人間回復闘争といったような視点はうかがうことができないというふうな印象を持ちました。

草津楽泉園重監房に関するものは12本ございましたが、大部分はべた記事でござい

して、見出しのわりには扱いは小さい。フォロー記事も見当たらなかったということでございました。

療養所特設法廷での刑事裁判や園隣接地の留置場等に関するものは5本だけで、憲法などから見て問題点があるのではないかとといった視点を見つけることができませんでした。

差別偏見のために明らかにされなかったということのためかわかりませんが、患者や家族の方々に生じた悲劇に関する記事は、実数に比してあまりにも少ない6本だけでしかございませんでした。

療養所の貧しい医療や福祉に関するものも同様で3本というふうに少ないように見受けられました。

決して軽視し得ませんが、ハンセン病の脅威等を記載したような記事は21本と多くないように思われました。うち半数はべた記事でございました。もちろんだからといって軽視し得るということでは決してございません。

全患者収容のための療養所拡張や無瀬県運動等に関するものも4本というふうに少ないわけでございますけれども、同様に軽視できない。この点についてはさらに検討を深めていきたいというふうに思っております。

敗戦から1953年末までの記事に関しては、さしあたり次の点が指摘できるのではないかとこのようにざっと思っております。

1つは、ハンセン病関係の記事が非常に少ないということでございます。

第2は、数としてはハンセン病患者に対する救済の必要性を指摘する記事のほうが多いという点でございますが、いずれも恩恵、慈善といった観点からのもので、全患者強制隔離政策を容認もしくは前提として書かれているのではないかとこのように見受けられるという点でございます。

第3は、ハンセン病に対する差別・偏見を助長するような記事が一部に見受けられるという点でございます。ハンセン病の治療や研究に直接的には当たっていない人、あるいは機関がニュースソースの可能性が高いというふうに見受けられますが、そのためか、医学的な記事との間で齟齬があるような気がいたしました。

病気に関する報道が特定の病気に対する偏見・差別を生み出したり、助長したりするのは、過剰な報道が不安や恐怖心を増幅させるケースというパターンと、報道すべきことを十分に報道せず、社会に広く流布する誤解を訂正したり、課題の克服を促す契機を提供できずに終わる、こういうケースと2つ考えられますけれども、敗戦から1953年末までの報道を現在の基準から見ますと、すべきことをしていないという不作為の面で問題を抱えていたというふうに現時点では見ております。

第4は、予防法闘争等に関してでございます。1953年は、周知のように、ハンセン病予防法の改正案が国会にかけられた年でございますけれども、報道内容は、ハンセン病患者が陳情や座り込みを行ったということをごく短く報じるにとどまっております。予防法改正に関して何が議論されたかという内容を正確に伝えるような記事はあまり見受けら

れないように思われました。

ところで、ハンセン病に対する社会の差別・偏見を洗淨し、正しい理解を広げるとともに、二次被害を防止し、社会復帰を含む必要な人間回復のための受け皿づくりとそのための支援の輪を進めていく上でマスコミが果たす役割は大きなものがございます。この点は改めて詳述するまでもないように思われます。マスコミ報道につきましてはさらなる調査と分析が必要であるというふうに思われます。

さらに議論、分析を深めまして、その分析結果をまとめ、文章化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【井上委員長】 ありがとうございます。

残された分野については、特に来年度、鋭意努力をしていくということであります。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

七、日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較は、今後に送りました。

八でございます。沖縄・奄美地域におけるハンセン病問題と政策について、藤野委員、お願いいたします。

【藤野委員】 沖縄と奄美についてです。これは沖縄に在住の森川委員と研究協力者になっていただいた吉川ユキさんという方と私とで担当したのですが、これについては、どの調査もそうですが、特に沖縄、奄美については、和光園、愛楽園、南静園の自治会の皆さん、退所者の方々、そして、地元のハンセン病問題に取り組んでいる市民の皆さんの大変厚いご協力がありまして、そのおかげで何とかまとまってきたということで、ほんとうに皆様には深く感謝申し上げます。

今回の問題は、沖縄については戦時下、特に沖縄戦渦中の沖縄のハンセン病患者の処遇についての問題。それから、戦後においては、奄美は1953年まで、沖縄は1972年までアメリカの政権下にあったわけですが、アメリカのもとでのハンセン病患者の処遇の問題。第3に、沖縄におけるいわゆる開放治療というものの実態。この辺が真相究明の大きな課題になっておりました。

まず沖縄戦下のハンセン病患者の処遇なんです、これは当時の沖縄が本土防衛のために重要視されて、大量の日本軍が投入されます。そのもとで軍による隔離というものが行われました。軍による隔離については、当時の将兵の従軍日誌、現物は防衛庁の防衛研究所にあるのですが、それを現存するものはほぼ網羅して調べまして、軍による隔離の実態が明らかになりました。

当然、沖縄戦の最中における愛楽園や南静園の被害についても調査されてきております。

次に、戦後のアメリカの統治時代の問題なんです、奄美はほとんど資料が残ってないというところで、奄美の入所者の方に伺うと、アメリカの時代はひどかったとおっしゃるんですが、どうひどかったかということはわかるんですが、ひどい実態を裏づけるアメリカ

の統治の側の資料というものがなかなかなかったんですが、今回調査をやりまして、多くはありませんけれども、奄美におけるアメリカのもとでの隔離にかかわる公文書、あるいはさまざまな諸法令がありましたので、これで奄美のアメリカの統治時代の実態はかなりわかってまいりました。

同じく沖縄については、資料的にはかなりあるのですね。米軍関係の資料は、全部沖縄県公文書館にあります。こういったものを見ながら、かなり過酷な、まさにアメリカによる植民地支配のような形で、奄美や沖縄の感染病患者が隔離されたということが随分わかってまいりました。

さらに、沖縄では1950年代の終わりから開放治療が始まり、軽快退所とか、一般病院での診療が行われていったということで、ともすれば、沖縄のハンセン病患者の受けた人権侵害は本土の患者に比べると軽いのではないかという大きな事実誤認があったわけです。しかし、今回の我々の調査によりまして、沖縄の開放治療というものは、あるにはあったけれども、実は開放治療が始まったからといって強制隔離がなくなったわけではない。むしろ、開放治療と強制隔離は同時進行して行われている。こうしたことも資料に基づいて明らかにすることができました。

そういった意味では、今回、奄美・沖縄地域について、かなり資料的にも新しいものが出てきましたし、これまでの俗説といいますか、そういったものに対してはかなり違った事実が提示できたと考えております。

ただ、今回は1960年代初頭まででありまして、本来は72年の復帰まで沖縄の問題を追いかけていかなければいけないので、60年代から復帰までの問題は来年度の課題として取り組もうと思っております。

沖縄・奄美については以上のようなことです。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、九、旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策、これも藤野委員からお願いいたします。

【藤野委員】 これがきょう一番つらいところなんです。旧植民地というのは、韓国、台湾、満州、関東州も、事実上植民地だったということからここに入れました。占領地というのは、日本が特に15年戦争、日中戦争以降軍事的に占領した中国、東南アジア、太平洋地域というふうに考えております。資料的にも非常に乏しい中でやってきたのですが、特に今回一番重視しなきゃいけない地域は韓国であると考えております。なぜならば、韓国の日本の統治時代に隔離された方々が日本政府に対して賠償の請求を行っている、そうした問題が起こってまいりました。そうした意味では、韓国における実態はほかの地域以上にもっと精力的に取り組まなければいけなかったのでありますが、今回はとても満足なものではない結果になりました。これはひとえに監修担当の私の力不足によるものでありまして、その責任を深く感じております。検証会議が韓国のハンセン病患者の方々の人権侵害を軽視しているというわけでは決してございません。あくまで私の能力の不足という

ことになります。このことは、委員の皆様、あるいは傍聴の皆様に深くおわびいたします。

そういう意味では、今回の結果は非常に不十分であります。来年度の報告の中で韓国を含めた植民地、占領地のハンセン病患者の被害実態について明確にしていきたいと考えております。

そういう意味では、これは来年度にかけてしまうのですが、今の体制も少しリフレッシュしまして、もうちょっと精力的に植民地の問題、占領地の問題に取り組む体制をつくっていきたくて思っております。今回はそういうことで、ひとつお許しいただきたいというふうに思います。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

本日お配りいたしました資料に基づいて、それぞれご担当、また監修者、責任者の方から補足の説明をしていただきました。ここでもう一回最後に検討会の起草委員長である井上先生のほうから、大分各論のところまで進んでいるところもございまして、今後の提言というふうなものがそれぞれの分野ごとに出ておりますが、そこら辺を少しまとめてどういうふうにお考えになっていらっしゃるか、何かございましたらここでお願いします。

【井上委員長】 最初にも申し上げましたけれど、検討会の委員、検証会議の委員の皆さん、ご努力いただいて、ここまでまとまってきたという、そういう意味では皆さんに感謝申し上げますが、他方で、道半ばかなという気もします。残された課題、繰り返しませんが、ありますし、課題の中で、今回、第1次案で報告できなかったものがありますので、それに鋭意取り組むということと、それぞれ個別にも検討していただいているところをさらに深めていただいて、それを十分に検討会、あるいは起草委員会で、全体でディスカッションしていったとまとめるということが来年度は特に重要だと思いますので、その点、十分考慮して運営したいと思っておりますので、改めて委員の皆さんにはご協力いただきたいと思います。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

昨年、私ども検証会議が発足したときに設定いたしました検討課題というふうなものに沿って今年1年間、それぞれ分担をお決めくださって、検討、また調査をなさってくださいました。その結果が本日の報告書になっております。今、井上委員長もおっしゃいましたように、まだ積み残している部分、検討に入っているけれども、今後の検討を要するもの、最後に重要なことをおっしゃいましたけれども、今後全体として討議をしていかなくならないだろうというふうなこともございました。我々としては、きょういただきました検討会の報告というふうなものを、短時間ではございますけれども、検証会議、または検討会の委員一同、もう一回これを基本に据えまして、何としまして、私どもとしては1回ここで3月末には検証会議報告という今年度の報告書を出すという作業が残っております。

そこで、ほんとうでしたら、中身についていろいろと討議すべきかと思っておりますけれども、何しろ昨日、きょうのためにこの資料が整ったという事情もございまして、とりあえずき

ようはご執筆いただいた方、ご担当いただいた方からご説明いただくということになりました。これを受けて、私は、先ほどこれを頂戴いたしましたので、改めて今後は検証会議の起草委員長である内田先生のほうにこの問題をお渡ししたいと思います。内田先生、今後、検証会議の起草委員長としてよろしくお願ひしたいと思います。

【内田副座長】 検証会議の起草委員会の世話役をさせていただいております内田でございますが、本日、検討会のほうから第1次案というのを検証会議のほうに上げていただきましたので、これからは検証会議起草委員会のほうでまとめ役をさせていただくというような形で3月末の報告書に向けて努力を積み重ねていきたい。いろいろな議論を積み重ねていきたいというふうに思っておりますので、関係の方々にはよろしくお願ひしたいというふうに申し上げたいと思います。

先ほどから出ていますように、3月末に国のほうに対しまして本年度の報告書を提出させていただくというようなことから逆算いたしますと、3月10日に検証会議検討会の合同会議というのが組まれておりまして、この会議に最終案をお出しいただく。そして、最終的にこの合同会議で全体としてご検討いただくというふうにさせていただければありがたいというふうに考えております。

3月10日に最終的な、全体的な検討をさせていただくということになりますと、3月5日までに原稿を検証会議事務局のほうにご提出いただければというふうに考えております。膨大なペーパーでございますので、それをコピーして整理するというようなこと、また、当日、3月10日、会場で配布させていただくというようなことを考えますと、数日、担当者の時間が拘束されるというようなことがございますので、3月5日という締め切り日を、申しわけございませんが、お守りいただければありがたいというふうに考えております。

今月の間に検証会議のレベルでも検討会のレベルでも全体的な議論を重ねまして、内容をさらに深めていく。いろいろな分野の関係につきましても整合性といいますか、関係を調整するというふうな形に努めさせていただきたいというふうに考えております。

そのような観点から、検証会議の起草委員会を2月17日、2月29日、朝10時から夜5時まで、非常に強行軍でございますけれども、こういう形で組ませていただきたいというふうに思っておりますけれども、この点、いかがでございますでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【内田副座長】 まことに強行軍で申しわけございませんけれども、集中的に議論いたしまして、議論を重ねる。そして、共通の認識に達する。そして、それを報告書にまとめさせていただくということが一番適当ではないかというふうに考えまして、こういう形で組ませていただきましたので、よろしくご出席方をお願いしたいと思います。改めて場所等につきましても事務局のほうから関係の委員の方々にご連絡をさせていただければというふうに思っております。

また、検討会の方々におかれましては、こういった検証会議起草委員会の日程をにらみ

ながら、第1次案をさらに深める、あるいはまだ第1次案が出ていないものにつきまして第1次案というものを出していただくというような形で、検討会と検証会議の連携をより密にさせていただきたいと思っておりますので、検討会の委員の方々にはよろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

以上申し上げたような形で、ざっとでございますけれども、3月末の報告書に向けまして、作業を進めさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、委員の方々からご意見とか、ご提案とか、アドバイスをいただければありがたいと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

【筈委員】 今いろいろ説明を聞きましたが、私のほうから、これはぜひもう一度調査してというふうな思いがあるものを申し上げたいと思います。

【内田副座長】 その前に、スケジュール等については今言ったようなスケジュールでよろしいでしょうか。

【筈委員】 それはいいです。これからのスケジュールでしょう。それは了解ですが、1つ、医学と医療の問題の中に全患者収容という問題で論評されていますが、実際には強制的に退所させるというケースがあったんですよ。強制退所。これは要するに、外島保養院で、日本プロレタリアらい者解放同盟というような、当時のアカと言われる動きがあったら、その患者を全部追放しちゃうという。強制収容しておいて追放する。このような事件は、例えば断種反対と、ワゼクトミー反対ということから始まって、鹿児島星塚敬愛園で義足の患者を宮崎県まで持って行って捨ててしまうという。園長が、我々の方針に沿わない患者であるから、同時に、もう治った患者だから捨てていいんだというふうに警察に答えている。警察が拾った結果、警察にそう答えて、入所させないという。

全患者収容政策を進めていながら、自分の勝手に、施設に入れておくにはそぐわない患者はさっさと出す。しかも、それだけじゃなくて、ブラックリストをつくって、このような面相の者、それが収容を受けたいと言ってきたら、それは入れるなというブラックリストを、特に外島保養院での患者に関してはそういう措置がとられたと言われております。こういう点を調べていただきたい。

私は、多磨全生園にいましたが、多磨全生園でも強制退所というのはありました。それは看護婦さんと恋愛したと。これは戦後ですよ。看護婦さんと恋愛関係に陥ったと。その患者を強制退所させました。これはやはり医学・医療の問題の中で欠かせてはいけない問題じゃないかというふうに思いました。

同時に、1つの学説は、執筆者が大変固執されている学説のようで、そのことからあたかも遺伝病であるんだと。伝染病であると同時に、遺伝病でなる。それを2行ほど削るとというような措置も検討会でとったという報告がさっきありましたけど、私たちが今検証しようとしているのは、ハンセン病というのはどんな病気か。それを検証することの意義はもちろんありますが、しかし、そのハンセン病に対する誤った考え方から我々がどのような被害を受け続けてきたか。そのために、我々の受けてきた被害のために必要な論点

としてハンセン病はどんな病気なのかというのが必要であって、そうじゃなく、こういう考え方があって、それはある面では、遺伝病という考え方を受け容れざるを得ないんだというような意味合いのハンセン病に対する考え方を打ち出されるということは、私たちにっては、実際の被害を受けてきたんですから。

私の兄が恋愛中だったのが、それがストップして、兄が失踪してしまって、いまだに行方不明という。これは遺伝病だという考え方からあることです。私の姉も、母がハンセン病だとわかったら、直ちに離婚されて帰ってきた。これはやはり遺伝病だという考え方からです。そういう被害があるにもかかわらず、遺伝病という考え方は、ある面では正しいんだというような論説、学説をここで唱えられるということは、私たちにっては迷惑至極というか、じゃ、我々の受けた被害はどうなんだと、あれは当たり前なのかというふうな理解。

つまり、この執筆者がそういう意味では書いていないことはわかります。ですが、言葉の上から言うと、その誤解が新たになるんじゃないか。やっぱり遺伝病でもあったんだというふうな記述は、患者が受けてきた被害から考えて、十分考慮しながら書いていただきたい。そういう点が1つです。

それから、これは法曹界の問題の中で、栗生楽泉園で宮下事件というのが起こりました。あのとき弁護士さんが来てくれて、確かにお話ししてくれました。そのテープがとってあればよかったんですが、テープを収録して、私、その場にいたんですが、収録したにもかかわらず、それがミスってて、後で聞こうと思ったら、全然入ってなかった。こういう事実があったということで、記述としては、患者によく話をしてくれたというのがあるんですが、ほんとうに残念です。その記録が残っていないことです。

もう一つは、宗教団体、宗教の問題で、光田健輔の学説を非常にたたえたという形で書かれている和光堅正さん。私は、あの人、多磨全生園の時代に知ってて、さらに栗生楽泉園に移ってからも、栗生楽泉園で相当大きな影響を与えた。つまり、和光堅正さんの影響が崇信会と言われている栗生楽泉園の真宗の檀家の人たちに、「らい予防法」のおかげで我々は助かったんだと、「らい予防法」のおかげで我々が命拾いし、現在に長らえたんだと、そういう考え方を根強くあの人たちが持っている。それは和光堅正さんのお話のおかげです。そのことも申し上げておきたい。

【内田副座長】 どうもありがとうございます。

先ほど申しあげました2月に検証会議の起草委員会を開かせていただきますので、今ご指摘いただいたような点につきましても十分に議論させていただければありがたいと思っておりますが、井上先生から何かありますか。

【井上委員長】 ありません。

【内田副座長】 その他これから報告書に向けまして、いろいろ作業させていただきたいと思っておりますけれども、委員の先生方からご意見とか、ご助言とか、ございますでしょうか。

検証会議としては、調査という形で一般の療養所に伺っているいろいろと現地検証させていただく作業とは別に作業をさせていただいていますけれども、そのことについて牧野先生のほうから少しご紹介いただきたい。

【牧野委員】 全国に数十体という胎児標本が、療養所とか研究所にあるんですが、この問題、検証会議として大きな問題じゃないかととらえているわけでありまして。検証会議の中から5人の委員が選出されて、この問題の検証を進めております。私が中心になりまして、内田座長、鮎京、光石両委員、検討委員会の松原委員に入らせていただいて、この委員会は動いております。

おおむね本年5月中にこの胎児標本に関してすべて検証を終わる予定であります。その後文章を書いていくわけですが、医学的な観点からの検証、法律的な観点からの検証、あと、考察、その他、提言、こんなふうな文章になっていくのではないかな、こう考えております。

この際、非常に注意しなければいけないのは、ご遺族が残っている例もございますので、この方々の考えを尊重しなければいけないのと同時に、全療協のお考えを聞きながら、最終的にはまとめたい、こういうふうに思っております。

以上です。

【内田副座長】 ありがとうございます。そういう形で検証会議として今後作業を進めていきたいというふうに思っています。

以上で起草委員会関係はさしあたり閉じさせていただきます、座長のほうにマイクを返させていただきます。

【金平座長】 それでは、最後に、今後の日程についてお諮りいたします。このことは2003年度、今年度の日程と、来年度、2004年度の日程と両方でございますが、事務局のほうからお願いします。

【事務局(加納)】 次回、第15回の検証会議と第14回検討会の合同会議を3月10日午後3時から、麹町にあります食糧会館で予定させていただきます。

また、来年度の日程につきましては今お手元にお配りしてあります検証会議・検討会スケジュールに記載されております日程が現在予定されております。検証会議のほうは4月から毎月療養所のほうを訪問させていただきまして、開催させていただく予定になっておりますが、同時に並行して最終報告書の検討を進めていく予定になっております。

また、その他の日程について決まりましたらインターネット等でご報告させていただきます。

【金平座長】 ありがとうございます。

この資料でございますように、細かいことはご説明しておりませんが、来年度、このようなスケジュールでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今年度につきましても3月10日3時からということでございます。

一応、きょうの予定を終わらせていただきたいと思います。改めまして、きょう検証会議のほうにいただきました検討会の報告書、検討会の皆様方、また、検討会以外の特別班の皆様たちのご努力に感謝申し上げます、きょうのところのこの会議を終了したいと藤野委員、どうぞ。スケジュールに関してですか。その他。

【藤野委員】 1つだけその他の中で提案したいのですが、昨年11月に熊本県黒川温泉のホテルのハンセン病回復者の宿泊拒否の問題が明らかになりました。それ以来、私のところにもいろいろな方から、検証会議としてこの問題をどう考えるのかというお問い合わせがございました。マスコミの方からも、入所者の方からも、支援の方からもありました。

検証会議というのは今起こっている事件を調べるということではないと思うのですが、このような宿泊拒否事件が起きた背景には、国家の誤ったハンセン病隔離政策があり、また、社会啓発というものが一体どうなのかという、あり方も問われていると思います。そういう意味で、この問題は検証会議としては再発防止という項目の中でぜひ検討していただきたいと思いますけれども、そういう方向で、熊本の温泉の拒否事件についても検証会議としても何らかの形で対応するというのをこの場でぜひご確認いただきたいと思います。

【金平座長】 皆様方のご意見が特別になれば何かございますか。特別になれば、私もそのように考えております。被害が決して過去のものでなく、現実に現在に及んでいるというこの実態の中で、再発防止という観点からも、我々がどうしても取り上げなくてはいけないだろうというふうに思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

では、そのようにオーソライズいたします。

どうも長時間にわたりましてありがとうございました。

【事務局（加納）】 失礼いたします。事務局のほうから資料の訂正のおわびをさせていただきます。先ほどの4章と9章につきまして資料でお配りいたしました。横4の4章と9章につきまして、一番上のヘッダの部分で、「検討会2003年度報告書」としてしまっているものと「報告書案」としてしまっているものとございまして、いずれも「第1次案」というのが抜けておりますので、この点、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

了